

## 「住宅用火災警報器設置済ステッカー」を配布します！

鹿角広域行政組合消防本部と秋田県消防協会鹿角支部では、平成23年5月31日までに全ての住宅に設置が義務化されている住宅用火災警報器の設置促進と、それに便乗する悪質業者の訪問販売による被害を防止することを目的に「住宅用火災警報器設置済ステッカー」を作成し、鹿角市及び小坂町の希望する世帯に無料で配布します。



☆ ステッカーのメリット  
悪質訪問販売の防止  
住宅用火災警報器の普及促進  
地域の防火意識の向上

☆ ステッカーの貼付場所  
・ 玄関やポスト等の目立場所

### 配布場所

鹿角広域行政組合消防署 (Tel 23-5601)  
消防署十和田分署 (Tel 35-2006)  
消防署小坂分署 (Tel 29-2119)

### 配布方法

希望する方には、配布場所で住宅用火災警報器設置済みの届け出をしていただき、無料で配布します。すでに届け出されている方には、届け出済みの確認をさせていただきます、お渡しします。

また、自治会やグループで代表者が届出書を取りまとめて提出していただければ、必要枚数を配布します。

### お問い合わせ先

鹿角広域行政組合消防本部 警防予防課 (消防署、各分署でも対応可能です)  
電話番号 0186-23-5601  
F A X 0186-23-5605  
Eメール fdkazuno@fdkazuno.jp